

五本松運動広場整備事業（公契約）に係る総合評価方式による一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、我孫子市が発注する五本松運動広場整備事業（公契約）に係る総合評価方式による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 この要領に基づき実施する総合評価方式入札の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、我孫子市五本松運動広場（我孫子市岡発戸1433番地の2）に係る事業とする。

（参加資格要件）

第3条 対象事業の総合評価方式入札に参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- （1） 発注工種について我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項の入札参加資格者名簿に登録があること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと及び同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- （3） 第6条第1項に規定する公告の日から落札者決定の日までの間において、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）第4条第1項に規定する措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- （4） 対象事業に適正な技術者を配置できること。
- （5） 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形

交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てに係る債務者にあつては、同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされていること。

(8) 役員等（参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者をいい、参加者が法人である場合には当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(9) 第6条第2項に規定する公告の日前1年以内に市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。

(10) その他市長が必要があると認める事項

（落札者決定基準等）

第4条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。

3 前項の学識経験者は、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会設置規則第2条第1号の学識経験を有する者とする。

4 市長は、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときは、前項に規定する学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価基準)

第5条 市長は、前条第1項の評価基準に係る評価項目を設定するときは、当該項目が必須項目又は加点項目のいずれかに該当するかを明らかにするものとする。

2 参加者の提案が前項の必須項目を満たさない場合は、失格とする。

3 第1項の加点項目は、参加者の提案に応じて技術評価点を付与することとし、その配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告)

第6条 対象事業に係る請負契約を締結しようとする場合における令第167条の6第1項の入札について必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格の審査の申請時に提出が必要な書類の内容及び提出期間

(2) 評価資料の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間

(3) 入札書の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 令第167条の第1項及び我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号。以下「規則」という。)第125条第1項の規定による公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

(入札に必要な書類の提出等)

第7条 参加者は、公告時に示す様式集に記す入札関係提出書類(以下「提出書類」という。)を、市長が指定する期日までに、書留又は簡易書留の方法により市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された提出書類は、返却しない。

3 提出書類を提出しない参加者による入札又は提出書類に必要事項が記載されていない参加者による入札は、無効とする。

4 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(入札参加資格の審査)

第8条 前条の規定による申請があったときは、発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会（我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱（平成5年訓令第15号）第1条の規定により設置されたものをいう。）の意見を聴いて審査を行い、その結果を我孫子市入札等審査会（我孫子市入札等審査会規程（昭和53年訓令甲第5号）第2条の規定により設置されたものをいう。）に報告するものとする。

2 市長は、前項に規定する入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認める参加者があった場合は、遅滞なく当該参加者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた参加者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して5日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。第17条において同じ。）以内に、市長に対し、入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができる。

(入札の執行)

第9条 入札は、入札書（第7条の様式集に規定する。）を作成し、提出書類に含めて郵送により行う。

2 発注主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなければならない。

3 入札書が到着したか否かの問合せには、一切応じない。

4 入札書の開札は、発注主管課職員が、指定する日時及び場所において、参加者を立ち合わせて行う。この場合において、参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の辞退)

第10条 参加者は、開札の執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

2 参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札の執行の完了までに、入札辞退届（第7条の様式集に規定する。）を発注主管課に持参し、又は

書留若しくは簡易書留(開札日の前日までに到達するものに限る。)の方法により提出するものとする。

(評価の方法)

第11条 技術評価点及び入札価格を点数化した価格点を合算して得た数値を総合評価点として評価する。

2 技術評価点は、加点項目ごとの得点の合計により算定するものとする。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査を実施した場合においては、契約の相手方として不相当とされないこと。

2 総合評価点の最も高い者が2以上あり、落札者決定基準によっても落札者が1者に定まらないときは、当該参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該参加者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 規則第130条各号に該当するもの

(2) 提出書類を提出しない参加者によるもの又は提出書類に必要事項が記載されていない入札者によるもの

(3) 入札の際に提出された内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの

(4) 入札の際に提出された内訳書又は入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの

(5) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの

(6) 所定の入札保証金を納付していない者(納付を免除された者を除

く。)が行ったもの

- (7) 落札者の決定の日までに市発注の工事成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があった者が行ったもの
(提出書類の取扱い)

第14条 市長は、提出書類を参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、提出書類を提出した参加者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

- 2 提出書類は、公表しないものとする。

(提案事項の担保)

第15条 市長は、対象事業の落札者が行った技術提案について、当該技術提案が確実に履行できるようにするため、契約、施工管理、検査等の各段階において必要な措置を講ずるものとする。ただし、落札者の決定の際に採用されなかった技術提案については、この限りでない。

(入札結果の公表)

第16条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者、提出書類の評価の結果、入札価格及び総合評価点について公表するものとする。

- 2 前項の公表は、我孫子市ホームページに掲載する方法による。

(評価の説明)

第17条 入札者のうち落札者とならなかったものは、前条の規定による公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。